6　競争参加資格を有する者の名簿の公開及び資格審査に関する照会先
　別記１に掲げる申請場所
　競争参加資格を有する者の名簿（登録番号、法人番号、商号又は名称、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、等級、区分、営業品目、契約の種類）は、造幣局インターネットホームページ（https://www.mint.go.jp/）において閲覧・ダウンロードすることができる。
7　資格審査結果の通知　「等級決定通知書」により通知（郵送）する。
8　資格の有効期間　平成31年４月１日以降の資格を付与した日から平成34年６月30日までとする。
9　その他
⑴　代理権に基づく申請書類等の提出　資格審査の申請事務に関しては、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。
⑵　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合は、「競争参加資格審査申請書変更届（物品の製造等）」（以下「変更届」という。）に次の各事項に掲げる書類各１部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、別記１に掲げる申請場所に速やかに提出すること。変更届の入手方法及び提出方法については、申請書と同様とする。また、その他について変更する場合には、申請を改めて行うこと。
ア　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合
㋐　等級決定通知書（写）
㋑　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）
㋒　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に該当しないことの誓約書及び役員等名簿（「代表者氏名」の場合に限る。）
イ　「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合、等級決定通知書（写）
ウ　「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合
㋐　等級決定通知書（写）
㋑　直近の財務諸表
㋒　申請書様式（その３）の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄に記載したもの
エ　その他の事項の場合
　本公示３の申請を改めて行うこと。
⑶　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別記１の申請場所に速やかに提出すること。
ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品の製造等）
　なお、書類の提出によりその資格が継続するが、当局が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。
⑷　合併・分社・廃業の場合の手続　有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、別記１の申請場所に本公示３の申請を改めて行うこと。
⑸　等級決定通知書の再発行について　紛失等による再発行依頼は、別記１に掲げる申請場所に提出すること。
別記１　申請場所
　独立行政法人造幣局本局経理課契約担当
　〒530―0043 大阪府大阪市北区天満１―１―79　電話06―6351―5463
別記２　附与数値〔掲載順序　項目　段階：附与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕
⑴　年間平均（生産・販売）高（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

| | | |
|---|---|---|
| 200億円以上 | | ：60、65 |
| 100億円以上 | 200億円未満 | ：55、60 |
| 50億円以上 | 100億円未満 | ：50、55 |
| 25億円以上 | 50億円未満 | ：45、50 |
| 10億円以上 | 25億円未満 | ：40、45 |
| ５億円以上 | 10億円未満 | ：35、40 |
| 2.5億円以上 | ５億円未満 | ：30、35 |
| １億円以上 | 2.5億円未満 | ：25、30 |
| 5,000万円以上 | １億円未満 | ：20、25 |
| 2,500万円以上 | 5,000万円未満 | ：15、20 |
| 2,500万円未満 | | ：10、15 |

⑵　自己資本額（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

| | | |
|---|---|---|
| 10億円以上 | | ：10、15 |
| １億円以上 | 10億円未満 | ：８、12 |
| 1,000万円以上 | １億円未満 | ：６、９ |
| 100万円以上 | 1,000万円未満 | ：４、６ |
| 100万円未満 | | ：２、３ |

⑶　流動比率（数値：共通）

| | | |
|---|---|---|
| 140％以上 | | ：10 |
| 120％以上 | 140％未満 | ：８ |
| 100％以上 | 120％未満 | ：６ |
| 100％未満 | | ：４ |

⑷　営業年数（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

| | | |
|---|---|---|
| 20年以上 | | ：５、10 |
| 10年以上 | 20年未満 | ：４、８ |
| 10年未満 | | ：３、６ |

⑸　機械設備等の額（数値：物品の製造）

| | | |
|---|---|---|
| 10億円以上 | | ：15 |
| １億円以上 | 10億円未満 | ：12 |
| 5,000万円以上 | １億円未満 | ：９ |
| 1,000万円以上 | 5,000万円未満 | ：６ |
| 1,000万円未満 | | ：３ |

⑹　合計（最高点）　100
別記３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　物品の製造
①　90点以上　：A
　80点以上　90点未満：B
　55点以上　80点未満：C
　55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満
⑵　物品の販売、役務の提供等
①　90点以上　：A
　80点以上　90点未満：B
　55点以上　80点未満：C
　55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満
⑶　物品の買受け
①　70点以上　：A
　50点以上　70点未満：B
　50点未満　：C
②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満
　なお、資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。
10　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
　造幣局のホームページにより公表する。

## 競争参加者の資格に関する公示

　平成31・32年度において独立行政法人造幣局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。
　平成31年２月15日
　独立行政法人造幣局理事　橋本　徹
◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27
1　契約の種類及び業種の区分　競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。
⑴　総合建設工事　①土木一式工事　②建築一式工事
⑵　総合建設工事以外の工事　①大工工事　②左官工事　③とび・土木・コンクリート工事　④石工事　⑤屋根工事　⑥電気工事　⑦管工事　⑧タイル・れんが・ブロック工事　⑨鋼構造物工事　⑩鉄筋工事　⑪ほ装工事　⑫しゅんせつ工事　⑬板金工事　⑭ガラス工事　⑮塗装工事　⑯防水工事　⑰内装仕上工事　⑱機械器具設置工事　⑲熱絶縁工事　⑳電気通信工事　㉑造園工事　㉒さく井工事　㉓建具工事　㉔水道施設工事　㉕消防施設工事　㉖清掃施設工事
⑶　測量・建設コンサルタント等　①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他